

| | |
|-----------------|---------------------------------------|
| 27 陳情 第 6 号 | 富久町一部の一時避難場所及び指定避難所の花園小学校への変更等に関する陳情 |
| 付託委員会 | 防災等安全対策特別委員会 |
| 受理及び付託 年 月 日 | 平成 27 年 5 月 29 日受理、平成 27 年 6 月 11 日付託 |
| 陳情者 | 新宿区富久町————— ————— 理事長 ————— |

(要 旨)

富久町 9 番地（ハイホーム本陣）における一時避難場所「さくら公園」及び指定避難場所「富久小学校」の両方を「花園小学校」に変更して頂きたい。

または、一時避難場所及び指定避難所に「花園小学校」を追加して頂きたい。

(理 由)

- (1) 富久町 9 番地から、現在の一時避難場所である、さくら公園までの避難経路は途中、幹線道路（外苑西通り及び靖国通り）の横断が 2ヶ所あり、災害時や夜間においては車両の混乱や通行などで危険が多いと思われること。
- (2) 避難経路は、さくら公園東側の坂を登らねばならず、急勾配の坂のため、高齢者・障害者・怪我人にとっては困難なものであること。
- (3) さらに、一時避難場所のさくら公園から、指定避難場所の富久小学校への避難経路は、都立総合芸術高校を北側に大きく迂回しなければならず、距離も長いために、被災時の負担が大きいこと。
- (4) 一時避難場所のさくら公園から、指定避難場所の富久小学校への近道になる経路は、富久小学校北側の坂が急勾配で距離も長く、高齢者・障害者・怪我人にとっては、登ることが困難であること。
- (5) 被災後の避難生活時において、富久町 9 番地から、現在の指定避難所である富久小学校への往来を想定した場合に、西側から迂回する経路でも富久小学校北側の坂が、障害になり、東側から迂回する経路でも、成女学園高校の脇にある非常に急勾配の坂が存在し、車イスの方や高齢者等には困難どころか、むしろ危険であること。
- (6) 平成 26 年 7 月改訂版の「新宿区地震ハザードマップ」では、富久町 9 番地のおもに東側において、液状化の危険性が指摘され始めたこと。ここに、避難所への近道になる経路が重なっており、避難時の通行に障害が発生するリスクがあり、安全な通行や減災の観点からも大変な懸念が予想されること。また、歩道橋があるものの、車イスの方・高齢者や怪我人にとって、それは困難であると想像できること。
- (7) 富久町 9 番地は、南側、北側ともに急勾配の坂に挟まれた立地であり、もともと、富久町 9 番地にとっては富久町 9 番地よりも東側の避難所を指定避難所にするこ

とには、かえって危険を増幅させる恐れがあること。

- (8) 今後、新宿区のほうで、都立総合芸術高校が指定避難所として整備されることを希望してはおるものの、やはり経路の途中に存在する坂や幹線道路（靖国通り）が大きな障害になることが予想されること。
- (9) もともと一時避難所のさくら公園を経由した富久小学校への避難経路は、急勾配の坂道や2回の幹線道路の横断が障害になり、さらに、花園小学校までの距離と比較すると、2倍以上の距離を歩行しなければならず、高齢者や車イスの方にとっては、時間にして3～4倍程度の相当に余分な時間と負担を要するものであるため、かえって災害時の危険が増幅されてしまうこと。
- (10) 花園小学校への経路は、横断歩道が1ヶ所で済み、さらに、ほとんどが平坦な道であるため、高齢者、障害者、怪我人等にとっても優しく、通行が大変に容易であり、所要時間も非常に少なくすみ、減災の観点からも好ましいこと。
- (11) 富久町の再開発により、この地域の人口の急増および大型店舗の開店による、歩行人の増加、さらに将来的には、外苑西通りの延伸による交通量の増加が予想され、災害時には、避難所の収容能力にも一層の負担が掛かるものと想定されること。ハイホーム本陣ではおおよそ600名の方が生活しており、富久町9番地における一時避難所および指定避難場所の両方の見直しを行い、花園小学校への変更または追加をして頂くことは、地域の避難所の全体的なバランスを図る事にも資するものと考えること。

以上のような理由から、富久町9番地における一時避難所および指定避難所の両方を「花園小学校」に変更または追加をして頂くことは、地域における、災害時のより安全な避難と減災に必要なものだと考えており、切望致しております。

首都直下型の大きな地震が懸念されるようになり、高齢化も進んでおりますので、どうかご配慮、ご理解の上、変更・追加の件、ご考慮頂きますようお願い申し上げます。